

## 介護等の体験 Q & A (大学用)

※県立広島特別支援学校（広島市安佐北区倉掛二丁目 47-1）と広島市立広島特別支援学校（広島市南区出島四丁目 1-1）は別の特別支援学校ですので、誤記入・誤発送には注意してください。

Q 1 欠席又は辞退した学生について、別日程での受入れは可能か。

A 原則同じ特別支援学校での受入れとし、特別支援学校と直接調整してください。  
不可能である場合は、別の特別支援学校での受入れについて県教育委員会（特別支援教育課）で調整しますので、速やかに連絡してください。

なお、別の日程で体験を行う場合は、同じ特別支援学校であっても改めて誓約書を提出してください。

Q 2 証明書の再交付はしてもらえるか。

A 原則再交付しないため、適切に管理してください。

なお、記載事項に誤りがあった場合は、再交付の依頼文書に再発防止策を記載の上、元の証明書の写しと正しい内容を記載した証明書を添付し、切手を貼付した返送用封筒を同封の上、県教育委員会（特別支援教育課）に送付してください。

Q 3 受入承認申請書（様式 3 号）に誓約書（様式 4 号）を添付し、関係特別支援学校長に提出した者が、受入承認通知書（様式 5 号 5 月 15 日 期限）の受領前に辞退する場合にどのような手続が必要か。

A 教員免許法特例法実施受入要領「10 大学による辞退・欠席」の手続に準じて辞退届（様式 9・10 号）を作成し、承認年月日欄のみ「-」として当該特別支援学校及び県教育委員会にそれぞれ提出してください。